

文化フォーラム春日井チケット委託販売規約

(定義)

第1条 本規約は、公益財団法人かすがい市民文化財団（以下「乙」という。）が、主催する者（以下「甲」という。）から公演チケットの販売業務を受託するにあたり適用される、基本的な条件を定めるものとする。

(委託販売できるチケット)

第2条 委託販売できるチケットについては、各号のとおり定める。

- (1) 文化フォーラム春日井および春日井市民会館で開催されるチケット（前売券のみ）
- (2) 市内公共施設で開催される、文化芸術の振興に資する催し物のチケット
- (3) 市外施設又は民間施設で開催される催し物のチケットは対象外とする。ただし、市内で活動する団体・個人が主催する、芸術文化に資する催し物のチケットは販売対象とする。

(販売手数料)

第3条 販売手数料は、チケット売上金額の10%とする。なお、甲は、公演中止となった場合でも、販売手数料を支払わなければならない。

(申込方法)

第4条 甲は、公演チケットの委託販売業務を申込みしようとするときは、販売開始を希望する2日前（休館日を除く）までに「委託販売申込書」を乙に提出する。また、指定席公演チケットを委託する場合は、座席表を添付する。なお、チラシやチケット等の印刷物については、印刷前に必ず乙の確認を受けること。

- 2 乙は、前項の申込を承諾する時は、「委託販売引受書」を甲に交付する。甲は「委託販売引受書」を精算終了後まで保管する。

(販売条件)

第5条 乙は委託された公演チケットの販売にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 乙が甲から販売受託するチケットは、文化フォーラム春日井・チケットカウンターのみ取り扱いとし、電話およびインターネット予約等による、郵送、置き置きなどを行わない。
- (2) 乙が甲から販売受託するチケットは、前売券のみの販売とし、当日券の販売は行わない。

- (3) 乙が甲から販売受託するチケットは、甲から受領した実券のみとする。
- (4) 乙は、チケットの販売のみ行い、公演内容に関する問合せには、甲が対応する。
- (5) 乙のチケット販売期間は、甲が指定する発売日から公演前日とし、チケットカウンターの営業時間内である 9 時から 17 時 15 分まで取り扱うものとする。なお、月曜日（祝休日の場合は翌平日）と、12 月 29 日から 1 月 3 日までは休館日のため、販売は行わない。
- (6) 甲がチケットの追加、引き上げ等を行うときは、必ず乙に連絡すること。また、追加・引き上げの記録は、お互いの保管する「委託販売申込書」および「委託販売引受書」を照会して行う。
- (7) 乙はチケットの販売にあたり、購入者の氏名と連絡先を聞き取り、公演終了後まで保管する。なお、販売によって知り得た情報は乙のみが管理し、公演終了後に破棄する。

（精算）

第 6 条 精算は、乙と甲が事前に協議した日程で行うこととする。

- 2 乙は甲に対し、精算明細を記載した「委託販売精算書」を提出するとともに、売上金額から販売手数料を相殺した金額を支払う。ただし、第 7 条による払戻の額が、乙が販売したチケット代金を超える場合、甲は乙に対し、相殺した不足額を支払うものとする。

（公演の中止等）

第 7 条 甲は公演の中止、延期、その他内容に変更があった場合は、直ちに乙に通知する。

- 2 チケット代金を払戻すときは、甲の責任と費用負担において行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲の依頼に基づき乙が払戻を承諾した場合は、乙は文化フォーラム春日井・チケットカウンター販売分のみに対応することとし、購入者への連絡とそれに伴う払戻作業を行うものとする。払戻に係る手数料は、払戻総額の 5 % とする。
- 4 乙はチケットの返券に対し、払戻の対応を行う。
- 5 乙が払戻作業を行う場合、精算を延期し、該当チケットの売上金額から購入者への払戻、販売及び払戻手数料等の諸経費を充当することができる。

（その他）

第 8 条 前各条に記載のない事項は、双方協議して定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（公演の中止等）

- 1 この規約は、令和2年7月1日から施行し、令和2年5月20日から適用する。
- 2 令和2年7月1日から当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に、甲が公演の中止、延期等を決定した場合は、払戻に係る手数料は無料とする。

附 則

この規約は、令和5年1月4日から施行する。